

(別添)

「中央卸売市場検査実施要項」の一部改正及び「中央卸売市場開設者に係る検査実施要領」の制定について

令和3年9月  
農林水産省  
大臣官房検査・監察部

## I 改正概要

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部改正により、国が実施する検査の対象者が「中央卸売市場の開設者若しくは卸売業者」から、「中央卸売市場の開設者」になったことから、中央卸売市場検査実施要項の別添として「中央卸売市場開設者に係る検査実施要領」を新たに制定するとともに、農林水産省の組織再編（令和3年7月1日）に伴い、検査書の写しの送付先を食料産業局長から大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）とするための改正を行う。

### 【該当箇所】

- ・「中央卸売市場検査実施要項」本文 第3の2の（6）及び7の（3）
- ・「中央卸売市場開設者に係る検査実施要領」

## II 施行時期

令和3年9月7日